

業 務 委 託 契 約 書 (案)

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務に係る業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、佐賀県統合福祉センター（児童相談所）夜間休日電話相談業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という）は、金〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除しない場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 甲は、乙が業務委託契約をすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第〇号により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める佐賀県総合福祉センター（児童相談所）夜間休日電話相談業務に係る業務委託仕様書、企画提案書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務完了の確認等)

第9条 乙は、各月の委託業務の実施状況について、翌月の15日までに月次報告(様式2)を甲に提出する。

ただし、3月については令和8年3月31日までに年間報告(様式3-2)とともに提出する。

2 乙は、委託業務が完了した場合、令和8年3月31日までに委託業務完了報告書(様式3-1)を甲に提出する。

3 甲は、前項の委託業務完了報告書を受けた場合には、受理した日から10日以内に業務の完了を確認し、適切と認めるときは、乙にその旨を通知しなければならない。ただし、甲は、当該報告書について修正の必要があると認めるときは、乙に対し一定期間内に再提出を求めることができる。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、第9条第3項の通知を受けたときは、甲に業務委託請求書(様式4又は様式5)を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に、乙に委託料を支払わなければならない。

(前金払い)

第11条 乙は、前条の規定に関わらず、甲に対し、委託業務の実施に必要な費用の前金払いを業務委託前金払請求書(様式6)により請求することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、民法第542条1項各号又は第2項各号の他、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払不能若しくは支払停止又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (2) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- (3) 仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 手形交換所の取引停止の処分を受けたとき
- (6) 財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

(8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) その他この契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 甲は、前二項の規定による契約の解除のうち乙の責めに帰する事由による解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わないものとする。

(違約金)

第13条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年●.●%の割合を応じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならな

い。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 佐賀県佐賀市天祐1-8-5

佐賀県総合福祉センター

所 長

印

乙 (住所)

(団体名)

(代表者名)